

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月25日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第16号

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

見附市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年見附市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表」を「別表第1」に改める。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第20条 条例第30条に規定する市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与のうち給料及び報酬の額は、別に定めるもののほか、別表第2のとおりとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第20条関係）

職種	給料及び報酬の額
地域プロジェクトマネージャー	月額 710,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。